

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
丹波篠山市公契約審議会
- 2 会議の開催日時
令和2年3月16日（月曜日）13時30分から14時00分まで
*傍聴の受付時間（13時20分から13時30分まで）
- 3 開催場所
丹波篠山市役所 本庁舎3階 301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
(1) 委員 東泰弘会長、川嶋委員、源信司委員、岡田政光委員、中井雅人委員、
上田幸孝委員、小山辰彦委員、中西 肇委員

(2) 執行機関 堀井行政経営部長、西田管財契約課長、尾形契約係長、伊藤契約係主事
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開
事務局からの資料説明
会議は公開する
- 7 会議資料の名称
第1回 丹波篠山市公契約審議会
- 8 審議の概要
 - ・委嘱状の交付
 - ・委員自己紹介
 - ・丹波篠山市公契約審議会会長の選出 東 泰弘委員を会長に選出
 - ・議事
 - (1) 丹波篠山市公契約審議会の概要について
 - (2) 令和元年度丹波篠山市公契約条例対象案件について
 - (3) 労働関係法令遵守状況報告書の提出状況及び内容について

・議事

会 長 事務局から説明内容について、意見等あればお願いしたい。

A委員 下請業者のうち、市外業者が請け負った業種には、市内業者はなかったのかを確認されたのか。

事務局 市外業者が請け負った業種は、仮設工事、防水工事、地盤改良工事、空調機器整備工事です。市外業者受注の理由は、専門性の高い工事や、市内業者数が少なく業者の確保が著しく困難であったため、市外業者と契約された。

A委員 公契約条例が制定されるまでは、これまでも同じ理由で市外業者を選定された考える。公契約条例が施行されてから、市内業者優先受注等の努力が見られたかという部分ではどうか。

事務局 市内業者優先受注の周知は、文書等で記載し市民に向けて発信しているが、受注者に対する指導面では、足りない部分もあったと考える。今後、下請業者について市内業者の受注につながるよう努めていきたい。

B委員 下請業者について、努力義務であったとしても努めて市内業者に受注できるようにやっつけていかなければ、より良い改善ができない。何が足りないのかの検証を行わなければならない。実態として市内受注が少ないのであれば、元請業者の意識が低いのか、それとも本当に市内事業者の手がいっぱいであることを確かめたのかといった調査を実施しなければならない。

事務局 市外業者へ発注した理由を詳細に調べなければいけないということか。

B委員 報告時において、市外業者に下請させるまでに、元請業者に対して、市から市内業者を勧めたのか。そのような取組をしなかったら、以前と同じような状態で改善が図られなくなる。

C委員 公契約条例の対象工事は、現場に「この工事は、公契約条例対象工事である」という看板などを掲げるのか。

事務局 はい。

C委員 下請業者やそこで働いている労働者に周知出来ているか。

事務局 周知出来ている。対象案件の工事現場においては、現場事務所等で掲示している状況を写真にとって報告するよう指導した。

C委員 提出された報告書の内容について、市民にもみられるような状況にあるのか。

事務局 一般市民にも確認できるように公開はしていない。

C委員 現場で働いている方はどうか。

事務局 現場で働いている方は、報告書の内容を見ることができる。市へ報告されたものと同じものが現場事務所等で掲示されている。

C委員 了解した。

C委員 指定管理者の対象範囲はどうか。

事務局 市と直接協定を締結している指定管理者が 53 者と、その指定管理者と 1 千万円以上でかつ市の条例に謳っている条件にあう下請業者が対象になる。

- C委員 1千万円以上の委託業者は、大体何者ほどが対象になるのか。
- 事務局 5、6社程度である。
- D委員 この条例を施行することによって、行政側の事務的な負担の対応について、職員が増加したかどうか。また、受注業者は、負担を感じられているかについての聞き取りをされたか。あと、下請業者の最低賃金では、同じ最低賃金のところがあるが、偶然なのか、算定式が同じ金額になるのかなどを検証されたのか。
- 事務局 事務局負担において、報告内容自体が複雑ではないので、職員を増員するほど事務量に大きな負担を感じていない。また、受注者に直接聞き取りは行っていないが、報告書作成や提出にかなりの時間を要した様子は見受けられないので、それほど負担があるとは考えない。最低賃金単価ですが、同じ下請業者が受注したため最低賃金が同額になっている。
- E委員 労働関係法令法令遵守報告書の設問の回答は、はいといいえだけか。
- 事務局 はい。
- E委員 社会保険加入状況について、書類等できちん確認できるのか。
- 事務局 報告書の裏付けとして、証明書の添付は求めているので、確認できない。
- E委員 36協定について、事業者と協定を結んでいなくても、下請業者がはいと回答すれば問題ないということか。4月1日から働き方改革で、36協定の締結を大変厳しく言われている。下請業者の多くは、現状では36協定を締結していない状況がある。この報告書の文面だけで判断するのでいいのか。
- 事務局 施工体制台帳以外に裏付け資料の提出を求めるかどうかを検討していきたい。
- 会長 本日の第1回審議会では、事務局が用意した資料に基づいて審議会を進行したが、今後も同じような議事を進めていくことになるのか。
- 事務局 はい。今回と同じような時期に、令和元年度対象の未完成工事案件も含めて、令和2年度対象案件を提示させていただいて、さらにご審議を深めていただきたい。
- 会長 次回は、来年度の1年後ぐらいか。
- 事務局 約1年後の2月頃を考えている。
- 会長 審議に時間をかける議事は、今回の議事でいえば労働関係法令遵守状況報告書の内容になる。市内業者の受注機会では、下請業者等の地域区分の内訳で、市外業者が受注した経緯理由等を説明できる資料を準備し、その資料を基に審議会では、いろんな意見が出てくるのではないか。また、審議会開催前に資料の事前配布をしてほしい。今回事務局で作った書式に追加する項目などがあれば、ご意見伺いたい。
- A委員 市内業者、市外業者、下請業者二次三次を含めて正規の労働環境で賃金をもらっているのかがわかってくるのかと思う。
- 会長 他の委員の皆様いかがでしょうか。今日の審議会の議論を踏まえて、次回の審議会の資料については、事務局で準備した資料で審議いただくということによいか。
- 各委員 はい。
- 会長 他に何かご意見等あればお願いしたいがどうか。

各委員 特になし。

会 長 その他について、事務局から報告があればお願いしたい。

事務局 現時点における令和 2 年度の対象案件数について、5 千万円以上の工事は 2 件、業務委託は 3 件、指定管理は 6 件合計 11 件の予定である。次回は、現時点で令和元年度未完成工事案件も含めて報告する予定である。また、審議会規則では、「会長に事故あるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。」とあり、副会長を決めたい。

会 長 事務局の意見に対して、委員の皆様いかがか。

F 委員 事務局に一任する。今ここで決めるのはどうかと思うが、本日決めるのであれば、もう一人の学識経験者をお願いしたい。

会 長 他に意見等あるか。

C 委員 学識経験者の方をお願いしたい。

会長 では、川嶋委員に副会長をとをお願いしたいという意見だがどうか。

川島委員 承知した。

会 長 次回審議会の日程について、年が明けてからの調整になるのか。

事務局 定例会開催は、2 月を予定したい。また、予め審議内容を確認いただくために資料の事前配布を行う予定である。なお、労働状況等で通報等あれば、臨時審議会を開催する。

会 長 年に 1 回定例会を開催することとし、特別な事情があった場合は、臨時会の招集を行うこととする。これで、第 1 回丹波篠山市公契約審議会を終了する。